市民の声について

「市民の声」の項目別件数について

| | | 平成30年度 (~1月) | 平成30年度 | 令和元年度 (4~7月) |
|---------------------------|-----------------|--------------|--------|-----------------|
| 禁止地区の 拡大要望 | 市内全域を指定 | 23 | 26 | 5 |
| | 通学地域 | 4 | 4 | 1 |
| | 駅前地域 | 14 | 16 | 2 |
| | 公園 | 4 | 5 | 3 |
| | 繁華街・商業エリア | 1 | 1 | 0 |
| | その他エリア | 10 | 13 | 4 |
| | 計 | 56 | 65 | 15 |
| 受動喫煙・ 喫煙マナー (ポイ捨て等) | 啓発活動の要望 | 24 | 25 | 0 |
| | たばこのポイ捨てについて | 17 | 17 | 11 |
| | 受動喫煙について | 18 | 24 | 31 |
| | 健康被害について | 12 | 17 | 15 |
| | 喫煙設備(禁止地区内)設置反対 | 0 | 0 | 11 |
| | その他 | 6 | 7 | 5 |
| | 喫煙設備(灰皿)撤去の要望 | 44 | 50 | 5 |
| | 喫煙設備(灰皿)設置の要望 | 10 | 12 | 5 |
| | 計 | 113 | 128 | 52 |
| その他 | 条例による規制の要望 | 18 | 21 | 1 |
| | 路上喫煙対策の強化 | 34 | 45 | 34 |
| | その他 | 41 | 45 | 2 |
| | 計 | 93 | 111 | 37 |
| 合計 | | 262 | 304 | 104 |
| 広聴受付件数 | | 202 | 235 | 71 |

項目については重複あり

<u>トップページ > 市政 > 市政に参加 > 皆さんの声をお寄せください > お寄せいただいた「市民の声」 > 環境・ごみ ></u> 受動喫煙被害について

受動喫煙被害について

ページ番号: 454851 2018年12月28日

市民の声

大阪での飲食店での喫煙、並びに歩きタバコをなんとか規制いただけないでしょうか。歩きタバコだけではなく、自転車にフラフラと片手運転で乗りながら吸う方もおられます。灰も飛散して大変危険です。

私は喘息患者です。飲食店などは禁煙店などを選べば避けられますが歩きタバコによる受動喫煙は避けようがありません。タバコの煙を直に浴びることでその日の夜は胸が痛く、喘息で呼吸が苦しくて仕方なくなります。煙草は「好き」「嫌い」の嗜好の問題ではなく喘息その他健康に関わる問題をお持ちの方にとっては「無理」という事をご理解いただけないでしょうか。意図しない受動喫煙によって呼吸に苦しむ者がいるということを忘れないでいただきたいです。

大阪が率先して受動喫煙について真剣にお考え頂けないでしょうか。何卒よろしくお願い致します。

市の考え方

路上喫煙について

大阪市では、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力を促すとともに、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会の答申を踏まえ、現在、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」と「都島区京橋地域」を「路上喫煙禁止地区」(以下、「禁止地区」)に指定し、違反者に対し罰則(過料1,000円)を適用しています。

また、「禁止地区」以外の取組として、全国に先駆けて「たばこ市民マナー向上エリア制度」を設け、本市との協働のもと、地域住民の方々や事業者の団体が主体となって、市民のマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める観点から、路上喫煙防止に向けた普及啓発活動に取り組んでいただいております。

本市条例の主旨・目的は喫煙マナーやモラルの向上を図ることを基本としており、「禁止地区」の拡大や「たばこ市民マナー向上エリア制度」のエリア拡大に向けた取組を進めますとともに、情報発信や啓発に一層努めてまいります。

受動喫煙について

受動喫煙防止対策は、平成15年5月に施行された健康増進法第25条にもとづき実施しております。これは、多数の者が利用する施設の管理者に対して、受動喫煙(室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること)を防止するために必要な措置を講ずるよう努力義務を課すもので、屋外での喫煙に対しての規制は困難となっております。

しかしながら、受動喫煙の防止は本市においても重要な課題であると認識しており、平成30年3月策定の大阪市健康増進計画「すこやか大阪21 (第2次後期)」において「たばこ」の分野を設け、受動喫煙防止対策の推進に努めているところです。具体的には、ホームページやパンフレット、各区保健福祉センターで実施する健康講座等、様々な機会を通じてたばこの健康への影響を発信することで、市民一人ひとりの理解を深め、喫煙者に対しては、周囲の者が意図せずしてたばこの煙にさらされることから保護されるべきであることの認識を持つよう、普及啓発を進めています。

なお、平成30年7月25日に望まない受動喫煙の防止を図るための健康増進法の一部を改正する法律が公布され、今後、国から本市が取り組むべき具体的な内容が政省令等において示されると考えております。

本市では、現在、大阪府を中心に府内保健所設置市とともに改正された法律や今後国から示される政省令等に注視しつつ、大阪全体で独自の受動喫煙防止対策を講じるための検討を重ねているところであり、今後も更なる受動喫煙の防止を図るための対策の推進に努めてまいります。

担当部署(電話番号)

路上喫煙について

環境局 事業部 事業管理課(事業管理)

(電話番号:06-6630-3228)

受動喫煙について

健康局 健康推進部 健康づくり課 (電話番号:06-6208-9963)

対応の種別

説明

受付日

2018年6月22日

回答日

2018年8月23日

公表日

2018年12月28日

ご注意事項

本ページの内容は、受付日現在(市の考え方のあるものは回答日現在)の内容であり、現在の内容と異なる場合があります。

■ SNSリンクは別ウィンドウで開きます







このページへの別ルート

<u>トップページ > 市政 > 市政に参加 > 皆さんの声をお寄せ⟨ださい > お寄せいただいた「市民の声」 > 健康・医療・衛生・動物 > </u>受動喫煙被害について

<u>トップページ > 市政 > 市政に参加 > 皆さんの声をお寄せください > お寄せいただいた「市民の声」 > 環境・ごみ > コンピニエンスストア前の灰皿撤去のお願い</u>

コンビニエンスストア前の灰皿撤去のお願い

ページ番号:464280 2019年3月29日

市民の声

いつもありがとうございます。

コンビニエンスストアの店先に灰皿が置かれていて喫煙者がいつも集まり喫煙をしていて、通行時にくさい<mark>副流煙で非常に迷惑を受けて健康被</mark> 害も被っています。副流煙は道路に拡散しています。往来も多く、市民の健康を害しています。

灰皿を撤去し、店頭でタバコを吸わないように掲示するよう店に厳しく指導願います。 よろしくお願い申し上げます。

市の考え方

路上喫煙及び灰皿設置者への働きかけについて

大阪市では、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」(以下、「条例」)を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、自主的な努力を促すとともに、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申を踏まえ、現在、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」と「都島区京橋地域」を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者に対し罰則(過料1,000円)を適用しております。

ご指摘の「コンビニ店舗前の灰皿の撤去」につきましては、灰皿の設置場所が店舗の敷地内であり、「条例」の適用外となっておりますが、灰皿設置者に対して市民の方から苦情が寄せられている旨をお伝えし、たばこの健康影響や受動喫煙防止対策に関して啓発を行うとともに、<mark>灰</mark>

皿の撤去や移動について依頼したところ、歩行者に迷惑のかからないよう、ビルの駐車場側へ灰皿を移動していただくことになりました。

受動喫煙について

受動喫煙防止対策は、平成15年5月に施行された健康増進法第25条にもとづき実施しております。これは、施設の管理者に対して、受動喫煙(室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること)を防止するために必要な措置を講ずるよう努力義務を課すもので、屋外での喫煙に対して規制することは困難となっております。

しかしながら、受動喫煙の防止は本市においても重要な課題であると認識しており、平成30年3月に策定しました大阪市健康増進計画「すこやか大阪21 (第2次後期)」において「たばこ」の分野を設け、受動喫煙防止対策の推進に努めています。具体的には、ホームページやパンフレット、各区保健福祉センターで実施する健康講座等、様々な機会を通じてたばこの健康への影響を発信することで、市民一人ひとりの理解を深め、喫煙者に対しては、周囲の者が意図せずしてたばこの煙にさらされることから保護されるべきであることの認識を持つよう、普及啓発を進めています。

なお、平成30年7月25日に望まない受動喫煙の防止を図るための健康増進法の一部を改正する法律が公布され、今後、国から本市が取り組むべき具体的な内容が政省令等において示されると考えております。

本市では、現在、大阪府を中心に府内保健所設置市とともに改正された法律や今後国から示される政省令等に注視しつつ、大阪全体で 府・市民の健康を守るための独自の受動喫煙防止対策を講じるべく 飲食店への実態調査並びに大阪府受動喫煙防止対策懇話会での関係者とアリングを実施し、検討を重ねているところであり、今後も更なる受動喫煙の防止を図るための対策の推進に努めてまいりますのでご理解 くださいますようよろしくお願いいたします。

担当部署(電話番号)

路上喫煙について

環境局 事業部 事業管理課(事業管理)

(電話番号:06-6630-3228)

受動喫煙について

健康局 健康推進部 健康づくり課 (電話番号:06-6208-9963) 灰皿設置者への働きかけについて

環境局 事業部 事業管理課(事業管理)

(電話番号:06-6630-3228) 健康局 健康推進部 健康づくり課 (電話番号:06-6208-9963)

対応の種別

説明

受付日

2018年12月14日

回答日

2019年1月15日

公表日

2019年3月29日

ご注意事項

本ページの内容は、受付日現在(市の考え方のあるものは回答日現在)の内容であり、現在の内容と異なる場合があります。

■ SNSリンクは別ウィンドウで開きます







このページへの別ルート

<u>トップページ > 市政 > 市政に参加 > 皆さんの声をお寄せ〈ださい > お寄せいただいた「市民の声」 > 健康・医療・衛生・動物 > コンピニエンスストア前の灰皿撤去のお願い</u>

<u>トップページ > 市政 > 市政に参加 > 皆さんの声をお寄せください > お寄せいただいた「市民の声」 > 環境・ごみ ></u> 歩きたばこについて

歩きたばこについて

ページ番号: 443429 2018年8月31日

市民の声

この4月に大阪市に越してきましたが、大阪ではとくに歩きたばこが多いです。

ビルや店に面した公道上への灰皿設置も目立ちます。おそらくビルや店の管理者がおいたものでしょうが、敷地内ではなく、公道上です。取り締まってください。

副流煙が気になります。煙が出ているままのたばこをポイ捨てしているのも何度も見ました。不快です。

過去の市民の声にも同様の意見があるようですが、条例で取り締まる、禁止区域をつくる、愛煙者のモラルに訴えるだけで効果は出ているのでしょうか。

禁止区域を広げ、取り締まり、罰則を強化してください。

また、<mark>駅などに副流煙が漏れないように囲いをつけた公共の喫煙所を設けるなど</mark>、行政が指揮して愛煙者がマナーを守れる状況を作るべきで はないでしょうか。

他都市よりもこのような喫煙所は少ないように思います。

市の考え方

路上喫煙について

大阪市では、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力を促すとともに、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」(以下、「路上喫煙対策委員会」)の答申を踏まえ、現在、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」と「都島区京橋地域」を「路上喫煙禁止地区」(以下、「禁止地区」)に指定し、違反者に対し罰則(過料1,000円)を適用しています。

「禁止地区」の新たな指定につきましては、区などの関係部署とも連携しながら、「路上喫煙対策委員会」にお諮りし、検討してまいります。 ご指摘にございます 「灰皿」につきましては、設置場所はビル敷地内であり、本条例の適用外ではありますが、灰皿設置者に対し本市の取組を説明に伺ったところ、1か所については灰皿の移動について承諾いただき、もう1か所のビルについては、灰皿の移動については了承いただけませんでしたが、啓発ポスターの掲示について承諾いただきました。

また、「公共の喫煙場所」の設置等につきましては、スペースの確保など様々な課題がございますが、上記の「路上喫煙対策委員会」からもご意見等伺いながら、具体的な方策について検討を進めてまいります。

本市としましては、引き続きルールを守った喫煙の啓発に努めてまいります。

受動喫煙について

本市では、平成30年3月策定の大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」において「たばこ」の分野を設け、受動喫煙防止対策の推進に努めているところです。 具体的には、ホームページやパンフレット、各区保健福祉センターで実施する健康講座等、様々な機会を通じてたばこの健康への影響を発信することで、市民一人ひとりの理解を深め、喫煙者に対しては、周囲の者が意図せずしてたばこの煙にさらされることから保護されるべきであることの認識を持つよう、普及啓発を進めています。

また、大阪府下の民間事業主団体等に対して、大阪府と連名で通知を行い、多数の方が利用される公共的空間での受動喫煙防止対策について取り組みをお願いしています。 現在、<mark>国におきましては、望まない受動喫煙の防止を図るための健康増進法の一部改正案が閣議決定</mark>され、現在会期中の通常国会での審議が予定されているところです。本市としましては法案の動向に注視しつつ、大阪府と連携し、今後とも受動喫煙防止対策の推進に努めてまいります。

担当部署(電話番号)

路上喫煙について

環境局 事業部 事業管理課(事業管理)

(電話番号:06-6630-3228)

受動喫煙について

健康局 健康推進部 健康づくり課 (電話番号:06-6208-9961)

対応の種別

説明

受付日

2018年5月25日

回答日

2018年7月2日

公表日

2018年8月31日

ご注意事項

本ページの内容は、受付日現在(市の考え方のあるものは回答日現在)の内容であり、現在の内容と異なる場合があります。

■ SNSリンクは別ウィンドウで開きます







このページへの別ルート

<u>トップページ > 市政 > 市政に参加 > 皆さんの声をお寄せ〈ださい > お寄せいただいた「市民の声」 > 健康・医療・衛生・動物 ></u> 歩きたばこについて

<u>トップページ > 市政 > 市政に参加 > 皆さんの声をお寄せ(ださい > お寄せいただいた「市民の声」 > 環境・ごみ ></u>

難波駅前の喫煙所の撤去について

難波駅前の喫煙所の撤去について

ページ番号: 470467 2019年6月1日

市民の声

難波駅前の青空喫煙所、マナーステーションは、周囲の人間の健康を害しており、健康増進法違反です。至急撤去下さい。

幼児や妊婦、気管支炎患者も通る場所なのです。

市の考え方

大阪市では、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力を促すとともに、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」(以下、「路上喫煙対策委員会」)の答申を踏まえ、現在、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」と「都島区京橋地域」及び「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」を「路上喫煙禁止地区」(以下、「禁止地区」)に指定し、違反者に対し罰則(過料1,000円)を適用しています。

ご指摘の難波駅前の喫煙所につきましては、「禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、「マナーを守った喫煙』のための場所の確保も必要」との「路上喫煙対策委員会」の意見を踏まえ、歩行者等の動線から離れた場所で、喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮した喫煙スペースとして設置しておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

担当部署(電話番号)

環境局 事業部 事業管理課(事業管理)

(電話番号:06-6630-3228)

対応の種別

説明

受付日

2019年4月5日

回答日

2019年4月16日

公表日

2019年6月1日

ご注意事項

本ページの内容は、受付日現在(市の考え方のあるものは回答日現在)の内容であり、現在の内容と異なる場合があります。

■ SNSリンクは別ウィンドウで開きます







X大阪市

<u>トップページ > 市政 > 市政に参加 > 皆さんの声をお寄せください > お寄せいただいた「市民の声」 > 環境・ごみ ></u>

駅出口での路上喫煙について

駅出口での路上喫煙について

ページ番号:467400 2019年4月26日

市民の声

天王寺区に在住するものです。

寺田町駅を主に利用しているのですが、通勤通学の時間に非常に路上喫煙者が多いです。

・小学生や中学生も通学しているなが<mark>受動喫煙による健康被害が大変心配です</mark>し、呼吸系の障がい・ご病気の方もいらっしゃるかもしれませ ん。

特に北口の駅出口で立ち止まって喫煙している方もおり出入りする乗客は必ず副流煙を吸うことになります。

駅員の方にも相談したのですが、駅の外は大阪市の管轄なので注意することは出来ないと言われました。

また高架沿いの道にたばこの吸い殻が大変多くそれが歩きたばこしてもいいのだと喫煙者の方に印象付けることにも繋がっていると思います。

私自身もそうですが、近年、寺田町周辺エリアは新築マンションが増え、住人も若年層・子育て世代が増加してきていると思います。

天王寺区に住む人が自分たちの街を誇れるように、好きになれるように将来を担う子供たちの健康を脅かすことのない街になるように路上喫煙者の撲滅を推進いただきたく、何卒よろしくお願いいたします。

市の考え方

路上喫煙について

大阪市では、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力を促すとともに、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」答申を踏まえ、現在、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」と「都島区京橋地域」、「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」を「路上喫煙禁止地区」(以下、「禁止地区」)に指定し、違反者に対し罰則(過料1,000円)を適用しております。

また、「禁止地区」以外の取組として、全国に先駆けて「たばこ市民マナー向上エリア制度」を設け、本市との協働のもと、地域住民の方々や事業者の団体が主体となって市民のマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める観点から、路上喫煙防止に向けた普及啓発活動に取り組んでいただいております。

いただきましたご意見は、(<mark>寺田町駅にお伝えし、路上喫煙防止ポスターの掲示を依頼するとともに、</mark>道路管理者である国道事務所に対しても 情報提供いたしました。

今後、「禁止地区」の拡大や「たばこ市民マナー向上エリア制度」のエリア拡大など、路上喫煙防止に向けた取組を進めますとともに、情報発信や啓発にも努めてまいります。

受動喫煙について

受動喫煙防止対策は、平成31年1月に改正・施行された健康増進法第25条にもとづき実施しております。受動喫煙の防止は本市においても重要な課題であると認識しており、平成30年3月に策定しました大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」において「たばこ」の分野を設け、受動喫煙防止対策の推進に努めています。具体的には、ホームページやパンフレット、各区保健福祉センターで実施する健康講座等、様々な機会を通じてたばこの健康への影響を発信することで、市民一人ひとりの理解を深め、喫煙者に対しては、子どもを含む周囲の者が意図せずしてたばこの煙にさらされることから保護されるべきであることの認識を持つよう、普及啓発を進めています。

また、大阪府において、大阪全体で受動喫煙防止対策に取り組んでいくための「大阪府受動喫煙防止条例」が平成31年3月20日に制定されました。

今後も市民の健康を守るため、改正健康増進法及び大阪府条例に基づき、さらなる受動喫煙の防止を図るための対策の推進に努めてまいります。

担当部署(電話番号)

路上喫煙について

環境局 事業部 事業管理課(事業管理)

(電話番号:06-6630-3228)

受動喫煙について

健康局 健康推進部 健康づくり課 (電話番号:06-6208-9963)

対応の種別

説明

受付日

2019年2月24日

回答日

2019年3月25日

公表日

2019年4月26日

ご注意事項

本ページの内容は、受付日現在(市の考え方のあるものは回答日現在)の内容であり、現在の内容と異なる場合があります。

SNSリンクは別ウィンドウで開きます







このページへの別ルート

<u>トップページ > 市政 > 市政に参加 > 皆さんの声をお寄せ⟨ださい > お寄せいただいた「市民の声」 > 健康・医療・衛生・動物 > </u>駅出口での路上喫煙について